1. 建築物

[6]駐車場

整備の基本的考え方

自動車は、高齢者や障害者の行動範囲を広げる重要な手段であるため、建築物の出入口近くに車いす使用者など 日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける方のための駐車スペースを設け、かつ、駐車スペースと建物 出入口を円滑に移動できる通路を設ける。

整備基準

さらに望ましい基準

- (1) 不特定又は多数の者が利用する駐車場を設ける場 ・ 車いす使用者駐車施設は駐車台数が200台未満の 合においては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施 設を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適 合するものとすること。
 - イ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用 駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口か ら当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(次号に 定める構造の駐車場内の通路又は7の項第1号か ら第4号までに定める構造の敷地内の通路を含む ものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位置に 設けること。
 - 口 幅は、350 センチメートル以上とすること。
 - ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい ・ 車いす使用者用駐車施設であることを明確にする 方法により表示すること。

場合、台数×1/50以上、200台以上の場合、台数× 1/100+2台以上設置すること。

- ために、車体用スペースにカラー塗装を行うこと。 国際シンボルマークによる塗装を行う場合、色は原 則として青地に白マークとし、明確な対比を行うこ
- (3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車い · 駐車場内の通路の幅は、180cm 以上とすること。 す使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の 項第1号から第4号までに定める構造とすること。

解説

車いす使用者用駐車施設:駐車スペースの脇に車いす使用者など日常生活又は社会生活において行動上の 制限を受ける方の乗降用のスペースを設けてあるもの。(参考解説図参照)

自動車のドアを開いた状態で車いすから自動車に容易に移動でき、路面に国際シンボルマーク等を標示し たもの。

駐車場内の通路:120cm 以上([7]敷地内の通路の項30頁参照)

配慮事項

- ・ 車いす使用者用駐車施設と建物の出入口を結ぶ通路には屋根又はひさしを設けること。
- ・ 駐車場の出入口や通路には誘導用の標識等を設置すること。
- ・ 車いす使用者用駐車施設は、2台分以上並べて設けること。
- ・ 見通しの悪い箇所にはミラー等を設けること。